

「かごしま明治維新博」協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かごしま明治維新博」展開の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人(以下「企業等」という。)が、大会及び大会関連行事(以下「大会行事」という。)に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行うに「かごしま明治維新博」展開に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供とする。

2 前項に規定する協賛金の提供は、5万円を1口とする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成30年9月30日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等は、「かごしま明治維新博」協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

2 実行委員会委員長は、申込書の提出があった場合、第8条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「かごしま明治維新博」協賛申込受理書(様式第2号)により受理した旨を通知する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項に規定する資金協賛を申し込む企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、原則として実行委員会が指定する口座に金額を一括して納付するものとする。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することができる。

2 事務局は、協賛金を受け入れた場合は、速やかに申込金額と照合し、協賛金受領書(様式第3号)を企業等に交付する。

(協賛の特典内容等)

第6条 第5条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表「協賛特典一覧」のとおりとする。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することができる。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 「かごしま明治維新博」を広く周知するために要する経費
- (2) 各種イベント運営やプロモーション等に要する経費
- (3) 「かごしま明治維新博」に付随する経費

(協賛申込の不受理等)

第8条 実行委員会委員長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 「かごしま明治維新博」の、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会委員長が不相当と判断する者

2 実行委員会委員長は、第4条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返戻する。

附 則

この要綱は平成29年7月4日から施行する。

別表（第6条関係）

協賛特典一覧

| 特典 | 協賛金額 | | | 備考 |
|-----------------------------------|------------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|
| | A 100万円 以上 | B 50万円～ 95万円 | C 5万円～ 45万円 | |
| 1 「かごしま明治維新博」協賛者の呼称の使用 | ○ | ○ | ○ | |
| 2 ホームページへの協賛者名の掲載 | ○ | ○ | ○ | ・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は50音順) |
| 3 ホームページへのバナー広告掲載 | ○ (ロゴ大) | ○ (ロゴ中) | | ・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は50音順) |
| 4 メインイベント看板への協賛者掲載 | ○ (ロゴ大) | ○ (ロゴ中) | ○ (ロゴ小) | ・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は50音順) |
| 5 グッズ等の提供・謹呈 | ○ | ○ | ○ | ・グッズの内容については下記参照 |
| 6 実行委員会が発行する刊行物への協賛者名の掲載(パンフレット等) | ○ | | | ・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は50音順) |

※上記1～5は協賛後順次、6は刊行物作成時に特典が受けられます。

※上記4, 6は協賛いただく時期によっては、特典を受けることができない場合があります。

【5：グッズ等の提供・謹呈】

| 区分 | 特典内容 |
|----|---|
| A | ・明治維新150周年記念オリジナル切手シート（10枚） ・「西郷どん」キャンペーングッズ（パネル、ポスター、ピンバッジ、クリアファイル等）等グッズの提供 |
| B | ・明治維新150周年記念オリジナル切手シート（5枚） ・「西郷どん」キャンペーングッズ（ポスター、クリアファイル等）等グッズの提供 |
| C | ・明治維新150周年記念オリジナル切手シート（3枚） ・「西郷どん」キャンペーングッズ（ポスター等）等グッズの提供 |

※グッズ等については、類似する商品等に変更される場合があります。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会
委員長 三反園 訓 殿

所在地
名称
代表者（役職・氏名）

印

「かごしま明治維新博」協賛申込書

「かごしま明治維新博」協賛を下記のとおり申し込みます。

記

- 1 申込口数（協賛口数を記入してください。）

_____ 口 （1口5万円）

- 2 協賛者名の公表について（いずれかに○をしてください。）

_____ 希望する ・ _____ 希望しない

※公表を希望される場合、明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会運営ホームページ等へ協賛者名を掲載します。

【担当者連絡先】

| | | | |
|--------|---------------------------|-----|--|
| 担当者名 | 所属： 氏名： | | |
| 電話番号 | | FAX | |
| E-mail | | | |
| 住所 | ※上記と異なる場合のみ記入してください。 〒 | | |

様

明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会
委員長 三反園 訓

「かごしま明治維新博」協賛申込受理書

平成 年 月 日付けで申込みのあった「かごしま明治維新博」協賛申込書を受理しました。

いただいた協賛金は、「かごしま明治維新博」の充実した展開に向け有意義に活用させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、協賛金の振込方法等については、下記のとおりお手続きくださいますようよろしく願い申し上げます。

また、誠に恐れ入りますが、振込手数料は協賛者の御負担とさせていただきます、協賛受領額は下記口座に入金された金額となりますのでよろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の振込先

| | |
|------|--|
| 金融機関 | 鹿児島銀行 県庁支店 |
| 口座種別 | 普通預金 |
| 口座番号 | 3020959 |
| 口座名義 | 明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会事務局 事務局長 新川 康枝 |
| (カナ) | メイジ インビヤコゴジ ュッシュウネキネンフ ロジ エクトジ ッコウインカイジ ムキョク ジ ムキョクチョウ シンカワ ヤシエ |

2 協賛者の呼称は次のとおりとしてください。

- ・かごしま明治維新博協賛企業
- ・〇〇〇〇〇はかごしま明治維新博に協賛しています。

3 その他

「かごしま明治維新博」協賛要綱第8条第1項各号のいずれかに該当する場合に至った場合又はいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消します。

様式第3号（第5条関係）

明 維 記 第 号
平 成 年 月 日

様

明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会
委員長 三反園 訓

「かごしま明治維新博」協賛金受領書

「かごしま明治維新博」協賛金として、下記のとおり受領しました。

記

| 協賛口数 | 協賛額 |
|------|-----|
| 口 | 円 |

【協賛者】

所在地

名称

代表者